

園芸産地における事業継続強化対策事業補助金交付事務取扱要領

令和3年4月1日付け農産第1468号農政部長通知

第1 趣旨

園芸産地における事業継続強化対策実施要綱（令和3年1月29日付け2生産第1800号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4に規定する事業実施手続並びに補助金の交付については、実施要綱、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱（令和3年1月29日付け2生産第1799号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画の承認

- 1 実施要領第7の3の規定に基づき事業実施計画を提出しようとする取組主体（市町村を除く。）は、実施要領別記様式第1号により産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、当該取組主体が所在する市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村に及ぶ場合にあつては、原則として、主たる市町村の長、一部事務組合にあつては管理者または理事、広域連合にあつてはその長とする。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、実施地区が、北海道の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあつては、当該取組主体は、産地計画について、市町村長を経由せず、知事に提出することができるものとする。
- 2 1の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合は、取組主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該産地計画の写しを送付するものとする。
- 3 1により産地計画の提出を受けた市町村長は、補助要件、成果目標、実施基準のほか、当該市町村の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認められた場合は、総合振興局長等に提出するものとする。
なお、市町村長が取組主体となる場合にあつては、産地計画を作成し総合振興局長等にあわせて提出するものとする。
- 4 3により市町村長より提出を受けた総合振興局長等は、当該産地計画が、補助要件、成果目標、実施基準のほか、道の農業振興に係る方針との整合性等を照らし適切と認められたときは、当該産地計画を農政部長に提出するものとする。
- 5 農政部長は、実施要領第7の3の（2）の規定に基づく都道府県事業計画（以下、「都道府県計画」という。）の承認の通知を受けたときは、速やかに総合振興局長等に通知するものとし、この通知を受けた総合振興局長等は、産地計画を承認し、市町村長に通知するものとする。
- 6 市町村長は、産地計画の承認の通知を受けたときは、速やかに該当する産地計画を承認し、取組主体に通知するものとする。

第3 産地計画の変更

取組主体は、承認を受けた産地計画について、次の場合にあつては、第2の例により産地計画の変更手続きを行うものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）取組主体の変更
- （3）事業費の30パーセントを超える増又は補助金額の増
- （4）事業費又は補助金額の30パーセントを超える減

第4 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、市町村長又は取組主体（以下「補助事業者」という。）が第2に準じ、知事（実施地区が北海道の区域等

の広域的な範囲に及ぶ取組主体に限る。)又は総合振興局長等に対し行うものとする。

- (1) 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)
 - (2) 経費の配分調書(農政第18号様式)
 - (3) 事業予算書(農政第20号様式)
 - (4) 資金収支計画書(農政第32号様式)(申請者が市町村である場合を除く。)
 - (5) 園芸産地における事業継続強化対策事業実施計画書(農政第207号様式)
- 2 補助事業者は1の申請書を提出するに当たり、各事取組主体の納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、取組主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、園芸産地における事業継続強化対策事業の実施に要する経費(以下「補助対象経費」という。)に実施要綱に定める補助率等を乗じて得た額の範囲で行うものとする。ただし、取組主体が消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者(以下「補助対象事業者」という。)に該当し、消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなるときには、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該取組主体における消費税等仕入控除税額を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。

なお、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

$$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \left[\begin{array}{c} \text{取組主体における} \\ \text{消費税等仕入控除税額} \end{array} \right]$$

第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2号様式に掲げる指令書により行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第3号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、第5のなお書きに該当する場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

(1) 取組主体が補助事業者である場合

ア 補助事業者は、規則第14条の実績報告(以下「実績報告」という。)を行うに当たって、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第4-1号様式によりその金額(実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(2) 取組主体が間接補助事業者である場合

ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、取組主体における消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ない。

イ 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により取組主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- 4 3の(1)、(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月20日までに農政部長に報告するものとする。
- 5 総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、指令書とともに別記第4-2号様式で補助事業者へ通知をするものとする。
- 6 補助事業者が、取組主体に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第2号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「総合振興局長等」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受領した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第8 契約等

- 1 園芸産地における事業継続強化対策事業に係る取組主体は、補助事業を遂行するため、売買その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- 2 取組主体は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付要綱別記様式第10号により農林水産省の機関及び国土交通省北海道開発局から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者が間接補助事業を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、取組主体に対し1及び2に定める条件と同一の条件を付すこととする。

第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
 - (1) 補助対象経費の配分の変更
費目（実施要綱別表の取組内容欄に掲げるものをいう。）相互間の経費の増減
 - (2) 補助事業の内容の変更
 - ア 取組主体の変更
 - イ 費目の新設又は廃止
 - ウ 費目ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - (ア) 費目ごとの補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - (イ) 費目ごとの補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増

- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第5-1号様式又は別記第5-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。

第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第6号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、第3の（2）のアの規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては農政部長との協議は要しないものとする。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき（当該年度内に完了する場合に限る）は、別記第7号様式の事業遂行状況報告書で知事又は総合振興局長等に報告するものとする。
- 2 補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第7号様式及び別記第8号様式の繰越等実施計画書の事業遂行状況報告書を添えて、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、2について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第9号様式で行うものとする。
- 4 総合振興局長等は、3の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第12 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
別記第10-5号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第11-1号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、資金不足が生じないと認められるときは、別記第11-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第14 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第7号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第15 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第12-1号様式で補助事業者はその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第12-2号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第12-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第16 機械の導入等

補助事業者は、機械器具の導入が完了したときには、別記第13号様式の機械導入完了報告書に係る書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、事業実施主体から機械機器の導入完了の報告を受け、完了検査を行い、別記第13号様式の機械導入完了報告書に係る書類を添えて総合振興局長等に提出するものとする。

第17 実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第14号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

- (1) 補助金等精算書（農政第29号様式）
- (2) 事業精算書（農政第31号様式）
- (3) 園芸産地における事業継続強化対策事業実績書（農政第207号様式）

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費のうち、費目ごとに掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第19 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第15-1号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第15-2号様式で補助事業者はその超過額の返還を命ずるものとする。

第20 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受領したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第16号様式の補助金交付状況報告書に第17の補助事業等実績報告書の写し1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第21 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- 2 取組主体は、強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。）第4を準用し、次に掲げる関係書類を整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあつては、(7)を除くものとする。
 - (1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録、予算書及び決算書等の予算関係書類
 - (2) 入札関係書類、契約書、調査成果品等の事業実施に関する書類
 - (3) 金銭出納簿、受益者の負担に関する書類、証拠書類等の経理関係書類
 - (4) 補助金交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たつての書類等の往復文書
 - (5) 法令等の許認可に関する書類
 - (6) 管理規程又は利用規程等の機械管理関係書類
 - (7) 財産管理台帳（交付要綱別記様式第8号）、その他財産の取得状況が確認できる書類

第22 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第6の3を準用し、財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 間接補助事業における取組主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。

この場合において、補助事業者は事業実施主体に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第6の3を準用し、財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 1及び2の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。
- 4 知事又は総合振興局長等は、1及び2の申請に係る承認又は不承認については別記第17号様式により補助事業者に通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第23 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総合振興局長等の処分若しくは指示に違反したとき。
 - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をしたとき。

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。

- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	額の確定前 別記第10-4号様式 額の確定後 別記第10-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第24 特例措置

交付指令前着工（資材・機械等の発注）又は着手（以下「着工等」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助事業の着工等は、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着工等をする必要がある場合には、取組主体は、実施要領第7の4の規定に基づき、交付決定前着工等届をあらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第25 事業実施の手続き

- 1 この要領に定めるもののほか、事業の実施や事業により導入した機械等の管理運営等において必要な諸手続は強い農業づくり事務取扱い第1、第6及び第7を準用し、行うものとする。この場合にあつては、「都道府県知事」とあるのを「総合振興局長等」と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業づくり事務取扱い第6の3、4及び5を準用し、届け出等があつた場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じてその指示を受けるものとする。

第26 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

附則 （令和3年4月1日付け農産第1468号）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。